

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT8215440

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
CONCIERGE U INC.	08/01/2023
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	KUZEN INC.
Street Address:	CHIYODA JEBL 6F, 3-8-5 KANDA MISAKI-CHO
Internal Address:	CHIYODA-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	1010061
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	17629124
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Email:	admin@ipbiz-solutions.com
Correspondent Name:	IP BUSINESS SOLUTIONS LLC
Address Line 1:	2311 WILSON BOULEVARD 3RD FL
Address Line 4:	ARLINGTON, VIRGINIA 22201
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	OTA_21097US
NAME OF SUBMITTER:	AKIYOSHI ONDA
SIGNATURE:	/Akiyoshi Onda/
DATE SIGNED:	10/11/2023
	This document serves as an Oath/Declaration (37 CFR 1.63).
Total Attachments: 28	
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page1.tif	
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page2.tif	
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page3.tif	
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page4.tif	
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page5.tif	

source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page6.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page7.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page8.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page9.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page10.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page11.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page12.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page13.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page14.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page15.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page16.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page17.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page18.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page19.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page20.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page21.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page22.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page23.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page24.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page25.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page26.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page27.tif
source=OTA_21097US-NameHistory-w-PartialTranslation#page28.tif

Partial English Translation of Certificate of Full Registry Records

Certificate of Full Registry Records

3-8-5 Kanda Misaki-cho, Chiyoda-ku, Tokyo

Kuzen Inc.

Corporation No.	0110-01-104019		
Trade Name	<u>Concierge U Inc.</u>		
	Kuzen Inc.		Changed: August 1, 2023
			Registered: August 2, 2023
Head Office	3-8-5 Kanda Misaki-cho, Chiyoda-ku, Tokyo		

Translation omitted

This is to certify that these are all the unclosed items recorded in the Register.

August 15, 2023

Tokyo Legal Affairs Bureau

Michiyo Sato, Register (sealed)

Reference No. ア 399963 *The underlined items have been expunged from the Registry Records.

履歴事項全部証明書

東京都千代田区神田三崎町三丁目8番5号
株式会社クウゼン

会社法人等番号	0110-01-104019	
商 号	株式会社コンシェルジュ	
	株式会社クウゼン	令和 5年 8月 1日変更
		令和 5年 8月 2日登記
本 店	東京都千代田区神田三崎町三丁目8番5号	
公告をする方法	官報に掲載して行う。	
会社成立の年月日	平成27年2月6日	
目 的	1 コンピュータ情報処理業務およびそのソフトウェアの企画、開発、運用、販売ならびにそれらに関連するコンサルティング業務 2 前号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	100万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>2万5555株</u>	
	発行済株式の総数 <u>3万1269株</u> 各種の株式の数 普通株式 2万5555株 A種優先株式 5714株	令和 3年 4月14日変更
		令和 3年 5月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>3万1983株</u> 各種の株式の数 普通株式 2万5555株 A種優先株式 6428株	令和 3年 4月23日変更
		令和 3年 5月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>3万2021株</u> 各種の株式の数 普通株式 2万5555株 A種優先株式 6428株 A2種優先株式 38株	令和 4年 8月15日変更
		令和 4年 8月22日登記

東京都千代田区神田三崎町三丁目8番5号
株式会社クウゼン

	発行済株式の総数 3万2396株	令和 4年12月27日変更
	各種の株式の数	
	普通株式 2万5555株	
	A種優先株式 6428株	
	A2種優先株式 413株	令和 5年 1月10日登記
	発行済株式の総数 3万5146株	令和 5年 6月 1日変更
	各種の株式の数	
	普通株式 2万5555株	
	A種優先株式 6428株	
	A2種優先株式 3163株	令和 5年 6月12日登記
資本金の額	金8647万3500円	
	金2億8646万3500円	令和 3年 4月14日変更
		令和 3年 5月 6日登記
	金3億1145万3500円	令和 3年 4月23日変更
		令和 3年 5月 6日登記
	金9000万円	令和 3年11月 4日変更
		令和 3年11月 8日登記
	金9152万円	令和 4年 8月15日変更
		令和 4年 8月22日登記
	金1億652万円	令和 4年12月27日変更
		令和 5年 1月10日登記
	金9000万円	令和 5年 3月31日変更
		令和 5年 4月 3日登記
	金2億円	令和 5年 6月 1日変更
		令和 5年 6月12日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 99万3000株 A種優先株式 7000株 (普通株式の内容) 1. 普通株主総会 普通株式については、会社法第322条第1項各号（第1号の場合を除く。）に掲げる行為をする場合、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）	

	）を構成員とする種類株主総会（以下「普通株主総会」という。）の決議を要しないものとする。 （A種優先株式の内容） Ⅰ. 優先配当 1. 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行うときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、各事業年度ごとにA種優先株式1株につき「Ⅱ. 残余財産の分配」の第1項に定めるA種優先分配基準額（「Ⅱ. 残余財産の分配」の第3項に基づきA種優先分配基準額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の2％に相当する剰余金（以下「A種優先配当額」という。）を配当する。ただし、既に当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先株主等に対して配当を行ったときは、その額を控除した額とする。なお、当会社がさらに配当を行う場合には、A種優先株式及び普通株式に対し1株当たり同額の配当をする。 2. ある事業年度においてA種優先株主等に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積しない。 3. 本「Ⅰ. 優先配当」第1項に基づくA種優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。 4. 当会社が会社分割を行う場合において、会社法第758条第8号若しくは同法第760条第7号に規定する剰余金の配当をするとき、又は同法第763条第1項第12号若しくは同法第765条第1項第8号に規定する剰余金の配当をするときは、前各項の定めを適用しない。 Ⅱ. 残余財産の分配 1. 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額である金70,000円の1倍に相当する金額（以下「A種優先分配基準額」という。）を支払う。 2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主等及びA種優先株主等に対して分配を行う。この場合、当会社は、A種優先株主等に対しては、前項の分配基準額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「Ⅳ. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。 3. A種優先分配基準額は、下記の定めに従い調整される。 （1）A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。 $\text{調整後分配基準額} = \text{当該調整前の分配基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$ （2）A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式
--	---

	(A種優先株式のみ)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式(A種優先株式)の数」と読み替えるものとする。 $\text{調整後 分配基準額} = \frac{\text{既発行A種 当該調整前 新発行A種 1株当たり 優先株式数} \times \text{分配基準額} + \text{優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$ (3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 III. 金銭と引換えにする取得請求権 1. A種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の事業の重要部分を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の全ての対価の交付の完了日のいずれか遅い日から30日を経過するまでの期間(以下、本「III. 金銭と引換えにする取得請求権」において「取得請求期間」という。)に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本「III. 金銭と引換えにする取得請求権」の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。 2. 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。 3. 本「III. 金銭と引換えにする取得請求権」によるA種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、以下の各号のいずれか高い方の金額とする。なお、下記における「A種優先分配基準額」は、その調整が行われた場合には調整後の金額を意味するものとする。 (1) A種優先分配基準額 (2) 取得請求期間の満了時において当社を清算し、その場合の残余財産の総額が第1項に定める事業譲渡又は会社分割の対価の金額(対価が金銭以外の場合は当社により合理的に算定され、A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主(複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。)の承認を得た対価の時価相当額とする。)であると仮定した場合に、本定款の定めに基づき普通株主及びA種優先株主がそれぞれ分配を受けられる金額に従って算出されるA種優先株式1株当たりの金額 4. 本「III. 金銭と引換えにする取得請求権」による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちに第3項に定める1株当たりの金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。ただし、A種優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額(以下「法定財産」という。)を超える場合には、法定財産を第3項で定める1株当たりの交付される金銭の額で除した株式数(1株未満の端数は切り捨てる。)についてのみ本「III. 金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとする。また、複数のA種優先株主が同時に本「III. 金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求権を行使し、かつ、上記但書の適用を受ける場合には、各A種優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各A種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとする。(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て本「III. 金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得の請求の対象とはしないものとする。) 5. 前各項に定めるほか、当社が会社法第156条から第165条まで
--	--

(株主との合意による取得)の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A種優先株主は、普通株式に優先してA種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

Ⅳ. 普通株式と引換えにする取得請求権

1. A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利(以下「取得請求権」という。)を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数(以下「A種取得比率」という。)は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{取得価額}}{\text{A種優先株式の基準価額}}$$

- (2) 前号に定めるA種優先株式の基準価額及び同号に定める取得価額(以下「取得価額」という。)は、いずれも当初70,000円とする。
2. 前項に定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- ① 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。ただし、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使その他潜在株式等(下記②において定義する。)の取得原因(下記②において定義する。)の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

- ② 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。)。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利(A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るもの

を含む。)を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

既発行 当該調整前 新発行 1株当たり
株式数×取得価額 + 株式数×払込金額

調整後取得価額 =
$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} \times \text{取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{払込金額}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数(自己株式を除く。)と、(ii)発行済A種優先株式(自己株式を除く。)の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする(ただし、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て(株式無償割当てを除く。)により行われる場合は、前項に定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定)に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)①1株あたりの行使価額が新株予約権発行時における当社の普通株式の時価を下回らない新株予約権又は②払込金額が適切なオプション価格以上である新株予約権を、当社又は当社の子会社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的で発行する場合(当該発行直後において、当社の発行する全ての新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の12%を超えない場合に限る。以下「適格新株予約権」という。)、又は(ii)A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主(複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。)が書面により調整しないことに同意した場合には行われ

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、

	株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。 $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{当該調整前取得価額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}} \times 1$ (3) その他の調整 上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及びA種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA種優先株式の経済的価値を損なわない範囲でのみ行われるものとする。 ① 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。 ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。 ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。 ④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。 V. 普通株式と引換えにする取得 当社は、A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で承認され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「IV. 普通株式と引換えにする取得請求権」の定めを準用する。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。 VI. 議決権 A種優先株主は、当会社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 VII. A種種類株主総会 1. A種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第324条第2項の定めによるA種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 3. 株主総会に関する規定のうち、招集権者、議長、議決権の代理行使及び議事録に関する規定はA種種類株主総会に準用する。 VIII. A種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め 1. 下記の各事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とさ
--	---

	れていない事項は取締役会決議事項（取締役会設置会社でない場合には株主総会決議事項）とし、当会社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、A種種類株主総会の決議を得るものとする。ただし、当会社の取締役会が承認した事項については、この限りではない。 (1) 定款の変更 (2) 当会社の買取（特定の第三者（その者の関係会社を含む）による発行済株式の議決権総数の50%を超える株式又は潜在株式の取得をいう。）、合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割その他企業再編若しくは第三者との資本提携の実施、第三者からのこれらに関する提案の受諾又は拒絶 (3) 株式、潜在株式（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権、転換社債、新株引受権付社債、その他株式への転換、株式との交換その他株式の取得が可能となる証券又は権利を意味する。以下本「Ⅶ. A種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め」において同じ。）又は社債の発行又は処分。ただし、適格新株予約権を発行する場合及び潜在株式にかかる権利の行使又は取得条項に基づき発行又は処分する場合を除く。 (4) 株式又は潜在株式の譲渡又は取得に対する承認又は買取人の指定 (5) 株式分割、株式併合、単元株の設定、その他の株主の地位又は権利に影響を及ぼす一切の事項 (6) 自己株式の取得（ただし、第3号但書の場合を除く。）、株式消却、資本金若しくは準備金の増加若しくは減少、又はその他の資本の変更 (7) 潜在株式の条件の決定又は変更 (8) 解散、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の開始の申立て (9) 「Ⅳ. 普通株式と引換えにする取得請求権」第2項の(3)に基づく取得価額及びA種優先株式の基準価額の調整 2. 前項の事項に関するA種種類株主総会の決議は「Ⅶ. A種種類株主総会」第1項及び第2項の定めにかかわらず、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主総会において議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 令和 3年 4月 9日変更 令和 3年 5月 6日登記 普通株式 98万6000株 A種優先株式 7000株 A2種優先株式 7000株 (普通株式の内容) I. 普通株主総会 普通株式については、会社法第322条第1項各号（第1号の場合を除く。）に掲げる行為をする場合、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）を構成員とする種類株主総会（以下「普通株主総会」という。）の決議を要しないものとする。 (A種優先株式及びA2種優先株式の内容) I. 優先配当 1. 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行うときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下「A種優先株主等」という。）及びA2種優先株式の保有者（以下「A2種優先株主」という。）又はA2種優先株式の登録株式質権者（A2
--	--

種優先株主とあわせて、以下「A2種優先株主等」という。)に対し、普通株主及び普通株式の登録株式質権者(普通株主とあわせて、以下「普通株主等」という。)に先立ち、同順位で、各事業年度ごとにA種優先株式1株につき「II. 残余財産の分配」の第1項に定めるA種優先分配基準額(「II. 残余財産の分配」の第3項に基づきA種優先分配基準額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。)の2%に相当する剰余金(以下「A種優先配当額」という。)、及びA2種優先株式1株につき「II. 残余財産の分配」の第1項に定めるA2種優先分配基準額(「II. 残余財産の分配」の第4項に基づきA2種優先分配基準額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。)の2%に相当する剰余金(以下「A2種優先配当額」という。)を配当する。ただし、既に当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先株主等及びA2種優先株主等に対して配当を行ったときは、その額を控除した額とする。なお、当会社がさらに配当を行う場合には、A種優先株式、A2種優先株式及び普通株式に対し1株当たり同額の配当をする。

2. ある事業年度においてA種優先株主等に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額に達しない場合及びA2種優先株主等に対して行う1株当たりの配当の額がA2種優先配当額に達しない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 本「I. 優先配当」第1項に基づくA種優先配当額及びA2種優先配当額の計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
4. 当会社が会社分割を行う場合において、会社法第758条第8号若しくは同法第760条第7号に規定する剰余金の配当をするとき、又は同法第763条第1項第12号若しくは同法第765条第1項第8号に規定する剰余金の配当をするときは、前各項の定めを適用しない。

II. 残余財産の分配

1. 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等及びA2種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、同順位で、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額である金70,000円の1倍に相当する金額(以下「A種優先分配基準額」という。)を、A2種優先株式1株につき、A2種優先株式1株当たりの払込金額である金80,000円の1倍に相当する金額(以下「A2種優先分配基準額」という。)を支払う。但し、本項に基づき分配する残余財産が、(i)発行済のA種優先株式の総数(自己株式を除く。)にA種優先分配基準額を乗じた額及び(ii)発行済のA2種優先株式の総数(自己株式を除く。)にA2種優先分配基準額を乗じた額の合計額を下回る場合には、A種優先株式1株当たりに分配される残余財産の金額及びA2種優先株式1株当たりに分配される残余財産の金額の比率が、A種優先分配基準額及びA2種優先分配基準額と同じ比率になるように分配されるものとする(各優先株主又は各優先登録質権者に対して分配すべき金額につき1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)。
2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主等、A種優先株主等及びA2種優先株主等に対して分配を行う。この場合、当会社は、A種優先株主等及びA2種優先株主等に対しては、前項の分配基準額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「IV. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、A2種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「IV. 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA2種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。

3. A 種優先分配基準額は、下記の定めに従い調整される。

(1) A 種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A 種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配基準額} = \text{当該調整前の分配基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) A 種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A 種優先分配基準額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行 A 種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A 種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行 A 種優先株式数」は「処分する自己株式（A 種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配基準額} = \frac{\text{既発行 A 種優先株式数} \times \text{当該調整前分配基準額} + \text{新発行 A 種優先株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{既発行 A 種優先株式数} + \text{新発行 A 種優先株式数}}$$

(3) 第 1 号及び第 2 号における調整額の算定上発生した 1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

4. 前項の規定は A 2 種優先分配額の調整に準用するものとし、この場合、「A 種」とあるのは「A 2 種」と読み替えて適用するものとする。

Ⅲ. 金銭と引換えにする取得請求権

1. 各優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の事業の重要部分を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、かかる移転の効力発生日又はかかる移転の金での対価の交付の完了日のいずれか遅い日から 30 日を経過するまでの期間（以下、本「Ⅲ. 金銭と引換えにする取得請求権」において「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本「Ⅲ. 金銭と引換えにする取得請求権」の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる（以下「本請求」という。）。なお、優先株式とは、A 種優先株式及び A 2 種優先株式の総称を意味し、優先株主とは、A 種優先株主及び A 2 種優先株主の総称を意味するものとし、以下同じとする。

2. 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

3. 本「Ⅲ. 金銭と引換えにする取得請求権」による優先株式 1 株の取得と引換えに交付される金銭は、以下の各号のいずれか高い方の金額とする。なお、下記における「優先分配基準額」は、各優先株式について「Ⅱ. 残余財産の分配」において定められる優先分配基準額を意味し、その調整が行われた場合には調整後の金額を意味するものとする。

(1) 優先分配基準額

(2) 取得請求期間の満了時において当会社を清算し、その場合の残余財産の総額が第 1 項に定める事業譲渡又は会社分割の対価の金額（対価が金銭以外の場合は当会社により合理的に算定され、優先株式の発行済株式総数の過半数を有する優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）の承認を得た対価の時価相当額とする。）であると仮定した場合に、本定款の定めに基づき普通株主及び優先株主

がそれぞれ分配を受けられる金額に従って算出される優先株式 1 株当たりの金額

4. 本「Ⅲ. 金銭と引換えにする取得請求権」による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに第 3 項に定める 1 株当たりの金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。ただし、優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額（以下「法定財源」という。）を超える場合には、法定財源を第 3 項で定める 1 株当たりの交付される金銭の額で除した株式数（1 株未満の端数は切り捨てる。）についてのみ本「Ⅲ. 金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとする。また、複数の優先株主が同時に本「Ⅲ. 金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求権を行使し、かつ、上記但書の適用を受ける場合には、各優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとする（なお、按分にあたり生じる 1 株未満の端数は切り捨て本「Ⅲ. 金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得の請求の対象とはしないものとする。）。
5. 前各項に定めるほか、当社が会社法第 156 条から第 165 条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、優先株主は、普通株式に優先して優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

Ⅳ. 普通株式と引換えにする取得請求権

1. A 種優先株主は、A 種優先株主となった時点以降いつでも、保有する A 種優先株式の全部又は一部につき、当社が A 種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A 種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A 種優先株式 1 株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A 種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる A 種取得請求権の行使により各 A 種優先株主に対して交付される普通株式の数につき 1 株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A 種優先株式の基準価額

A 種取得比率 = $\frac{\text{A 種優先株式の基準価額}}{\text{A 種取得価額}}$

A 種取得価額

- (2) 前号に定める A 種優先株式の基準価額及び同号に定める A 種取得価額は、いずれも当初 70,000 円とする。

2. A 2 種優先株主は、A 2 種優先株主となった時点以降いつでも、保有する A 2 種優先株式の全部又は一部につき、当社が A 2 種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「A 2 種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A 2 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A 2 種優先株式 1 株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A 2 種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる A 2 種取得請求権の行使により各 A 2 種優先株主に対して交付される普通株式の数につき 1 株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

	A 2 種優先株式の基準価額 $A 2 種取得比率 = \frac{A 2 種取得価額}{A 2 種優先株式の基準価額}$ (2) 前号に定めるA 2 種優先株式の基準価額及び同号に定めるA 2 種取得価額は、いずれも当初80,000円とする。 3. 第1項に定めるA 2 種優先株式の基準価額及びA 2 種取得価額は、以下の定めにより調整される。 (1) 株式等の発行又は処分に伴う調整 A 2 種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 ① 調整前のA 2 種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。ただし、株式無償割当てによる場合、各優先株式の取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。 ② 調整前のA 2 種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後のA 2 種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。 「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。 「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。 「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。 $\begin{aligned} \text{調整後} & \quad \text{既発行} & \quad \text{当該調整前} & \quad \text{新発行} & \quad \text{1株当たり} \\ \text{A 2 種取得} & \quad \text{株式数} & \quad \text{A 2 種取得価額} & \quad \text{株式数} & \quad \text{払込金額} \\ \text{価額} & = & & + & \\ & \quad \text{既発行株式数} & + & \text{新発行株式数} \end{aligned}$ なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA 2 種取得価額を適用する日の前日における、(i) 当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii) 発行済の各優先株式（自己株式を除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（た
--	---

だし、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。
当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、前項に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、前項に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、前項に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、（i）①1株あたりの行使価額が新株予約権発行時における当会社の普通株式の時価を下回らない新株予約権又は②払込金額が適切なオプション価格以上である新株予約権を、当会社又は当会社の子会社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的で発行する場合（当該発行直後において、当会社の発行する全ての新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の12%を超えない場合に限る。以下「適格新株予約権」という。）、又は（ii）A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

（2）株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後A種} & \text{当該調整前} & 1 \\ \text{取得価額} & = & \text{A種取得価額} \times \frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}} \end{array}$$

（3）その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及びA種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、当該調整事由が生じる前のA種優先株式の経済的価値を損なわない範囲でのみ行われるものとする。

- ① 合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。

	② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合、ただし、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。 ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。 ④ 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。 4. 前項の規定はA2種優先株式の基準価額及びA2種取得価額の調整に準用するものとし、この場合、「A種」とあるのは「A2種」と読み替えて適用するものとする。 V. 普通株式と引換えにする取得 1. 当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で承認され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「IV. 普通株式と引換えにする取得請求権」の定めを準用する。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。 2. 当会社は、A2種優先株式の発行以降、株式公開の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で承認され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のA2種優先株式の全部を取得し、引換えにA2種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「IV. 普通株式と引換えにする取得請求権」の定めを準用する。なお、A2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。 VI. 議決権 1. A種優先株主は、当会社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 2. A2種優先株主は、当会社株主総会及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A2種種類株主総会」という。）において、A2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。 VII. 種類株主総会 1. A種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数をもって行う。 2. A2種種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができるA2種優先株主の議決権の過半数をもって行う。 3. 会社法第324条第2項の定めによるA種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 4. 会社法第324条第2項の定めによるA2種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるA2種優先株主の議決権の3分の1以上を
--	---

	有するA2種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 5. A2種優先株式については、会社法第322条第1項各号（第1号の場合を除く。）に掲げる行為をする場合、A2種種類株主総会の決議を要しないものとする。 6. 株主総会に関する規定のうち、招集権者、議長、議決権の代理行使及び議事録に関する規定はA種種類株主総会及びA2種種類株主総会に準用する。 Ⅷ. A種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め 1. 下記の各事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項（取締役会設置会社でない場合には株主総会決議事項）とし、当社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、A種種類株主総会の決議を得るものとする。ただし、当社の取締役全員が承認した事項については、この限りではない。 (1) 定款の変更 (2) 当社の買収（特定の第三者（その者の関係会社を含む）による発行済株式の議決権総数の50%を超える株式又は潜在株式の取得をいう。）、合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割その他企業再編若しくは第三者との資本提携の実施、第三者からのこれらに関する提案の受諾又は拒絶 (3) 株式、潜在株式（新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権、転換社債、新株引受権付社債、その他株式への転換、株式との交換その他株式の取得が可能となる証券又は権利を意味する。以下本「Ⅷ. A種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め」において同じ。）又は社債の発行又は処分。ただし、適格新株予約権を発行する場合及び潜在株式にかかる権利の行使又は取得条項に基づき発行又は処分する場合を除く。 (4) 株式又は潜在株式の譲渡又は取得に対する承認又は買取人の指定 (5) 株式分割、株式併合、単元株の設定、その他の株主の地位又は権利に影響を及ぼす一切の事項 (6) 自己株式の取得（ただし、第3号但書の場合を除く。）、株式消却、資本金若しくは準備金の増加若しくは減少、又はその他の資本の変更 (7) 潜在株式の条件の決定又は変更 (8) 解散、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の開始の申立て (9) 「Ⅳ. 普通株式と引換えにする取得請求権」第3項の(3)に基づく取得価額及びA種優先株式の基準価額の調整 2. 前項の事項に関するA種種類株主総会の決議は「Ⅶ. 種類株主総会」第1項及び第2項の定めにかかわらず、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主総会において議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 令和 4年 8月 9日変更 令和 4年 8月22日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

東京都千代田区神田三崎町三丁目8番5号
株式会社クウゼン

役員に関する事項	取締役	太田 匠 吾	平成30年 6月 1日重任
	取締役	太田 匠 吾	令和 2年 7月13日重任
			令和 2年 7月16日登記
	取締役	太田 匠 吾	令和 4年 6月 8日重任
			令和 4年 6月17日登記
	取締役	白倉 弘 太	令和 1年 6月14日就任
	取締役	白倉 弘 太	令和 2年 7月13日重任
			令和 2年 7月16日登記
	取締役	白倉 弘 太	令和 4年 6月 8日重任
			令和 4年 6月17日登記
	取締役	安永 達 幸	令和 1年 6月14日就任
	取締役	安永 達 幸	令和 2年 7月13日重任
			令和 2年 7月16日登記
			令和 4年 3月31日辞任
			令和 4年 4月 4日登記
	取締役	坂本 教 晃	令和 3年 6月 8日就任
			令和 3年 6月16日登記
	取締役	坂本 教 晃	令和 4年 6月 8日重任
			令和 4年 6月17日登記

東京都千代田区神田三崎町三丁目8番5号
株式会社クウゼン

	東京都杉並区高井戸西一丁目9番13号 代表取締役 太田 匠 吾	平成30年 6月 1日重任
	東京都杉並区高井戸西一丁目9番13号 代表取締役 太田 匠 吾	令和 2年 7月13日重任
		令和 2年 7月16日登記
	東京都杉並区高井戸西一丁目9番13号 代表取締役 太田 匠 吾	令和 4年 6月 8日重任
		令和 4年 6月17日登記
	監査役 池田 文 夫	令和 1年 6月14日就任
	監査役 小 林 宏 彰	令和 4年 3月31日辞任
		令和 4年 4月 4日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	令和 3年 6月 8日就任
		令和 3年 6月16日登記
取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 222個 （各新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株。なお、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。） 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 222株 なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調	

整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

（本新株予約権の目的たる株式数の調整）

行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、「新株予約権の数」による。

$$\begin{array}{c} \text{調整後の各新株予約権} \\ \text{1個当たりの目的たる} \\ \text{株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前の各新株予約権1個} \\ \text{当たりの目的たる株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

イ 当初1株につき、金45,000円（以下「行使価額」という。）

ロ 本新株予約権の行使価額の総額は金9,990,000円とする。

（行使価額の調整）

第1 第2の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\begin{array}{c} \text{調整後行使価額} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{新発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当り} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \end{array}}$$

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当りの額とする。

6 行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

（行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日）

第2 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

	ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。 三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合 調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。 （その他の行使価額の調整） 第3 第2の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。 一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。 二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 三 第2の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。 ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。 新株予約権を行使することができる期間 令和1年5月22日から令和8年5月31日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。 新株予約権の行使の条件 特に定めない
	第2回新株予約権 新株予約権の数 1000個 200個 令和 5年 5月11日変更 令和 5年 6月12日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 1000株 ただし、当社が、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するも

のとする。また、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

普通株式 200株

ただし、当社が、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。また、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

令和 5年 5月11日変更 令和 5年 6月12日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、新株予約権の行使により発行または移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とし、発行当初の行使価額は新株予約権1個当たり金45,000円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、行使価額を下回る払込金額での新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数 1株当たりの払込金額
または処分株式数×または処分価額

調整後 調整前 既発行 株式数+ 1株当たり価額
行使価額=行使価額×

既発行株式数+ 新規発行株式数または処分株式数
上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

新株予約権を行使することができる期間

令和3年6月15日から令和11年6月14日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。

新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、その行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、こ

	の限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 3. 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1200万円を超えてはならない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 1. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。 2. 新株予約権者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
	第3回新株予約権 新株予約権の数 434個 334個 令和 5年 2月28日変更 令和 5年 6月12日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 434株 ただし、当社が、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。また、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率 普通株式 334株 ただし、当社が、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。また、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率 令和 5年 2月28日変更 令和 5年 6月12日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、新株予約権の行使により発行または移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とし、発行当初の行使価額は新株予約権1個当たり金70,000円とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

	$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ また、行使価額を下回る払込金額での新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} + \text{または処分株式数} \times \text{または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前株式数} + \text{調整後行使価額} \times \text{1株当たり時価}}$ 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する 新株予約権を行使することができる期間 令和6（2024）年3月18日から令和14（2032）年3月17日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。 新株予約権の行使の条件 1. 新株予約権者は、その行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 3. 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1200万円を超えてはならない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 1. 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。 2. 新株予約権者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。 令和 4年 3月17日発行 令和 4年 3月30日登記 第4回新株予約権 新株予約権の数 500個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 A2種優先株式 500株 なお、会社が株式分割（A2種優先株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、
--	--

調整の結果、各新株予約権 1 個当たり 1 株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

$$\text{調整後の各新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1 株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。
後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」3、②ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の A 2 種優先株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を、現金をもって支払う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1. 当初 1 株につき、金 80,000 円（以下「行使価額」という。）

2.

（1）3. に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（2）行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。

（3）行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

（4）行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

（5）行使価額調整式で使用する 1 株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の 1 株当たりの額とする。

（6）行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

3. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって A 2 種優先株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はそ

の日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割によりA2種優先株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割によりA2種優先株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

③行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもってA2種優先株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下③において同じ）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

4. 3. に掲げる場合のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。

①合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

②①のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

③3. ③に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

新株予約権を行使することができる期間

令和4年9月15日から令和14年8月31日まで（行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

1. 会社が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に定める金融商品取引所に対しその株式を上場申請するために、申請基準決算日を取締役会の決議により決定した場合には、本新株予約権の全部を取得し、引換えに本新株予約権者に対し会社の普通株式を目的とする他の新株予約権（以下「他の新株予約権」という。）を交付することができるものとする。

2. 本新株予約権1個の取得と引換えに交付すべき普通株式を目的とする他の新株予約権は1個とし、他の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

記

【新株予約権の数】

500個

【新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法】

普通株式 500株

なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により他の新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、他の新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、行使価額の調整を行う場合は、各他の新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

	調整後の各他の新株予約権 1個当たりの目的たる株式数 $= \frac{\text{調整前 行使価額} \times \text{調整前の各他の新株予約権 1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。 後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」3. ②ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を、現金をもって支払う。 【新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨】 無償 【新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法】 1. 当初1株につき、金80,000円（以下「行使価額」という。） 2. （1）3. に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行 株式数} \times \text{調整前 行使価額} + \text{新発行 株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ （2）行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。 （3）行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。 （4）行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。 （5）行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。 （6）行使価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後直ちに他の新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。 3. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。 ①行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合 調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
--	--

	②株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 ③行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下③において同じ）を発行する場合 調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。 4. 3. に掲げる場合のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに他の新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。 ①合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。 ②①のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 ③3. ③に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。 【新株予約権を行使することができる期間】 令和4年9月15日から令和14年8月31日まで（行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。） <table><tr><td>令和 4年 9月15日発行</td></tr><tr><td>令和 4年 9月29日登記</td></tr></table>	令和 4年 9月15日発行	令和 4年 9月29日登記
令和 4年 9月15日発行			
令和 4年 9月29日登記			
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		
登記記録に関する事項	令和1年6月18日東京都渋谷区代々木二丁目23番1号から本店移転 令和 1年 6月28日登記		



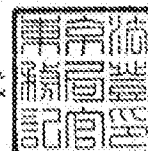
東京都千代田区神田三崎町三丁目8番5号
株式会社クウゼン

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5年 8月15日

東京法務局
登記官

佐藤美智代



整理番号 ア399963

* 下線のあるものは抹消事項です *

27/27

PATENT

RECORDED: 10/11/2023

REEL: 065218 FRAME: 0413